

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年3月4日認可した。

令和2年3月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上山田地区
高松市糠山池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）矢野地区
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）造田駅前（2工区）地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）広田池地区
〃	香川用水非受益地域用水確保事業小山池地区
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）亀水原池地区